

生活保護法第50条の2の規定により、次の介護機関から変更、休止及び廃止の届出がありました。

平成18年7月31日

京都市長 榊本頼兼

介護機関廃止

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問看護	原田病院	東山区七条通大和大路西入る西門町546番地の2	平成18年4月3日
居宅療養管理指導	北小路医院	北区大宮南田尻町53番地	平成18年6月10日
居宅療養管理指導	原田病院	東山区七条通大和大路西入る西門町546番地の2	平成18年4月3日
居宅療養管理指導	多田歯科医院	北区小山下初音町27番地	平成18年5月31日
居宅療養管理指導	香川歯科医院	南区吉祥院仁木森町6番地 中村ビル2F	平成18年6月9日
居宅療養管理指導	(有)カトウ薬局	南区吉祥院九条町9番地	平成18年3月31日
福祉用具貸与	(株)あやとり	北区衣笠天神森町34番地の4	平成18年5月16日
介護予防福祉用具貸与	(株)あやとり	北区衣笠天神森町34番地の4	平成18年5月16日

介護機関休止

サービスの種類	名 称	所 在 地	休止年月日
訪問看護	山田医院	北区大將軍南一条町101番地	平成18年6月1日
訪問リハビリテーション	山田医院	北区大將軍南一条町101番地	平成18年6月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)